

特集 損保協会 100年のあゆみ

保険金の適正な支払い対策等

【第18回】

本特集では、日本損害保険協会が創立100周年にあたり刊行した「日本損害保険協会百年史」をもとに、同協会の歩みを紹介している。第18回の今回は、保険金不正請求対策や医療費支払いの適正化対応などの保険金の適正な支払い対策について概観する。

1. 保険金不正請求対策

保険金不正請求は、善良な契約者の利益を損ない、また、損害保険制度の適正な運営と健全な発展を阻害する要因ともなるため、損害保険業界では、防止対策を講じ、その排除に努めてきた。

Table with 2 columns: 情報交換制度, 開始時期. Lists various information exchange systems and their start dates from 1979 to 2015.

(1) 警察との連携
(2) 各種の情報交換制度
(3) 保険犯罪防止セミナー
(4) 被保険者同意のない保険契約への対応
(5) 保険金不正請求対策室の設置

2. 医療費支払いの適正化対応

交通事故被害者に関する医療費の適正な認定は、損害保険会社の担当者にとって高度の医療専門知識が必要とされる分野である。

自賠責保険審議会答申(1984年12月19日)に明記された具体的なアプローチ

- 1. 自動車保険料率算定会および損害保険協会において、日本医師会の協力を得つつ、医療費統計等を参考に責任保険についての診療報酬基準案を作成し、医療機関等の医療費請求基準および自動車保険料率算定会調査事務所等での医療費調査の基準とする。
2. 日本医師会に対して、上記診療報酬基準案による医療費請求が行われるよう、各地区医師会への徹底を図ることを依頼する。同時に、自動車保険料率算定会調査事務所および損害保険協会各地方委員会より、各地区医師会に対して基準案により請求を行うことを要請する。
3. 診療報酬基準案が全国に浸透し、定着化した段階で算定基準としての制度化を図る。

(2) 自賠責保険に係る診療報酬基準案の普及
ア. 背景
日本医師会は、交通事故による診療報酬について、「日本医師会法制部見解」(1996年12月)および「自賠責関係診療に関する意見」(1969年10月)において、交通事故は緊急救命が求められる災害医療であり、健康保険や労災保険による診療になじまないことを表明した。それ以来、多くの交通事故による診療報酬については社会保険が使われず、いわゆる自由診療として治療費の請求があった。そこで、損害保険協会は、1984年の自賠責答申を受け、損害保険業界全体として効果的・専門的に医療知識、法律知識の研修を行うため、損害保険医療研修センターを設立した(1985年4月)。1995年4月に医研センターに改称、以下「医研センター」という。医研センターでは、通信教育や集合宿泊研修を実施し、受講者のレベル向上およびニーズの多様化に配慮するため、コースの新設・充実を図ってきた。また、地域における業界集合研修として、毎年多彩なテーマで医師等の講師を各地区に派遣し、医療セミナーを実施している。



損保協会作成の記念ロゴ

自賠責答申(1984年)と自賠責答申(1989年)の比較
自賠責答申(1984年)では、医療機関との相互の信頼関係を築くため、「医療分野における社外調査機関利用上の指針」(1983年)および「医療分野における弁護士委任状の指針」(1986年)をまとめ、損害保険各社に周知を図った。これらによって協議が進展し、健康保険に比べて災害医療の色彩が強い労災保険診療費算定基準に準拠する自賠責診療報酬基準案が日本医師会との間で合意が成立した(1989年6月)。

Insurance ERM Basic Lecture advertisement. Includes title '保険ERM基礎講座', author '後藤 茂之 著', ISBN, date (2017年4月刊), price (定価 本体 2,400円+税), publisher 'HM 保険毎日新聞社', and contact info 'お申込みはFAXまたはWebで FAX 03-3865-1431 http://www.homai.co.jp'.